

おくやみ ハンドブック

菊川市

おくやみ手続きナビ利用案内

スマートフォンやパソコンで簡単な質問に答えるだけで
必要な手続きが確認できます。ぜひご利用ください。

<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/22224>



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

菊川市では、ご家族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでも分かりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

菊川市役所 市民課 戸籍係 0537-35-2811

事前準備について

菊川市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。



STEP 2

委任状について

相続人や年金請求者が来庁出来ない場合は、委任状が必要です。相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。



STEP 3

各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。



STEP 4

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、菊川市役所へお越しください。



おくやみ
手続きナビは
こちらから



質問に答える



来庁時必ずお持ちいただくもの

ご遺族の方のもの

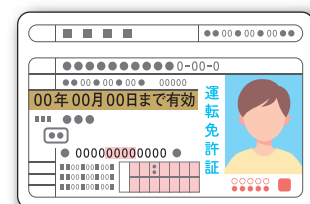
- ☐ 来庁される方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）
写真付きのものがいない場合は、健康保険の資格確認書、介護保険証、年金手帳など計2点
 - ☐ 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状、葬祭領収書など）
 - ☐ 預貯金通帳（※相続人代表者・喪主・保険還付金請求者・年金請求者）
- ※相続人以外の方が各種申請・届出される場合、委任状が必要です。

亡くなられた方のも

- ☐ 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書）
- ☐ 国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書（マイナ保険証の方は結構です。）
※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書
※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
※加入者が亡くなると葬祭費が請求出来ます。以下のものをご用意ください。
 - ・葬祭を行ったこと及び喪主が確認出来るもの（葬祭の領収書、会葬礼状等）
- ☐ 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証
- ☐ 医療福祉費受給者証（マル福）
- ☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

本人確認書類について

- ☐ 1点で本人確認出来る書類（顔写真付きに限る）
運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など
 - ☐ 2点で本人確認出来る書類
健康保険・後期高齢者医療の資格確認書、介護保険証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など
- ※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届等 ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金等の手続き (34 ページ参照) ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認	(35 ページ参照)
4ヶ月以内			○所得税の準確定申告
10ヶ月以内		○遺産分割協議 (35 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告・納付 ○続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

菊川市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

MEMO

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	☐	マイナンバーカード・個人番号通知カードを持っていた	P.7
	☐	印鑑登録をしていた	
保険	☐	国民健康保険に加入していた	P.8
	☐	後期高齢者医療保険に加入していた	P.9
年金	☐	国民年金・厚生年金に加入または受給していた	P.11
	☐	共済年金に加入、または受給していた	
	☐	農業者年金を受給していた	P.12
税金	☐	市税の納付が済んでいない	P.13
	☐	市税が課税されていた	
	☐	固定資産（未登記家屋）を所有していた（登記がされていないもの）	P.14
	☐	原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた	P.15
介護保険	☐	65歳以上、または介護認定を受けていた	P.16
福祉（障がい）	☐	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.17
	☐	障害児福祉手当を受給していた	
	☐	特別障害者手当を受給していた	
	☐	特別児童扶養手当を受給していた	P.18



区分	☑	該当事項	詳細ページ
福祉 (障がい)	☐	重度心身障害児扶養手当を受給されていた	P.19
	☐	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	
	☐	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた(扶養年金)	P.20
	☐	重度障害者(児)医療費の助成を受けていた	P.21
	☐	福祉タクシー券を利用していた	P.22
	☐	障害児通所施設を利用していた	
	☐	障害福祉サービスを利用していた	
子ども	☐	児童手当を受給していた	P.23
	☐	児童扶養手当を受給していた	P.24
	☐	こども医療費受給者証を交付されていた	P.25
	☐	ひとり親家庭等医療費助成金受給者証を交付されていた	P.26
	☐	養育医療券を交付されていた	P.27
上下水道	☐	上下水道を使用していた	P.28
その他	☐	市営住宅に住んでいた	P.29
	☐	お住まいが空き家になった	
	☐	農地を相続した	P.30
	☐	道水路用地または河川用地を占用していた	

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・個人番号通知カードを持っていた

手続き カードの返却（希望される方のみ）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が個人番号カード（マイナンバーカード）、個人番号通知カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。返納を希望される方は、市民課窓口へ申出ください。 ※亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカード返却後で確認いただくことが出来なくなります。 ※相続などの手続きで亡くなられた方のマイナンバーの提出を求められる場合があります。諸手続きが済むまでは、個人番号カード（マイナンバーカード）や個人番号の通知カードは保管しておいてください。	なし
	手続き可能な人
	同一世帯だった方または相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方のマイナンバーカード、個人番号通知カード ☐ 返却の手続きをする方の本人確認書類（運転免許証等）	市民課 住民記録係 ☎ 0537-35-0917

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	同一世帯だった方または相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）登録番号_____	市民課 住民記録係 ☎ 0537-35-0917

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 資格確認書の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために資格確認書を回収します。 ※市役所本庁または小笠市民課に返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人 どなたでも可
☐ 亡くなられた方の国民健康保険資格確認書（マイナ保険証の方は結構です。）	問い合わせ先 市民課 国保年金係 ☎ 0537-35-0915

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。 ※職場などの健康保険被保険者だった方が退職後3ヶ月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することが出来ます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
必要なもの	手続き可能な人 親族
☐ 葬祭執行者の通帳 ☐ 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書等）	問い合わせ先 市民課 国保年金係 ☎ 0537-35-0915

手続き③ 還付金請求先届出書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に保険料の還付が発生する可能性があるため、還付金の請求先を届出してください。	2年間以内
必要なもの	手続き可能な人 親族
☐ 預金通帳（相続人のもの）	問い合わせ先 市民課 国保年金係 ☎ 0537-35-0915

2. 保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 資格確認書の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために資格確認書を回収します。 ※市役所本庁または小笠市民課に返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人 どなたでも可
☐ 亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書（マイナ保険証の方は結構です。）	問い合わせ先 市民課 国保年金係 ☎ 0537-35-0915

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2 年間
必要なもの	手続き可能な人 親族
☐ 葬祭執行者の通帳 ☐ 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書等）	問い合わせ先 市民課 国保年金係 ☎ 0537-35-0915

MEMO

手続き③ 相続人代表者に関する届の提出（高額療養費等の申請）

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費等の支給決定前や振込前に亡くなり、支給が出来なくなった場合に亡くなられた被保険者に代わり、相続人の代表者へ支給されます。新しい振込先の設定が出来ます。 なお、相続人の優先順位は下記のとおりです。 ※配偶者は常に相続人 （第1順位）子「子が死亡している場合はその子（孫）」 （第2順位）父母 （第3順位）兄弟姉妹「兄弟姉妹が死亡している場合はその子（甥・姪）」 上位の相続順位者がいない場合は、下位者が相続の対象となります。	2 年間以内
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 預金通帳等（相続人のもの）	市民課 国保年金係 ☎ 0537-35-0915

手続き④ 後期高齢者医療還付金請求先届出書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に保険料の還付が発生する可能性があるため、還付金の請求先を届出してください。	2 年間以内
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 預金通帳（相続人のもの）	市民課 国保年金係 ☎ 0537-35-0915

MEMO

3. 年金に関する手続き

国民年金・厚生年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるものを準備の上、必要な手続きの確認をしてください。	-
	手続き可能な人 -
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの	市民課 国保年金係 ☎ 0537-35-0915 掛川年金事務所 お客様相談室 ☎ 0537-21-5524 (自動音声案内①の後②)

共済年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号の分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。	-
	手続き可能な人 -
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの	各共済組合

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は住所地のJAを経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	お問い合わせください。
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 農業者年金証書（証書がない場合は紛失届をJAにて作成します） ☐ 亡くなられた受給権者の戸籍謄本（全部事項証明書）	農業委員会事務局 （農林課） ☎ 0537-35-0938

MEMO

4. 税金に関する手続き

市税の納付が済んでいない

手続き 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要があります。既に届いている納税通知書に同封の納付書で納付をしてください。 口座振替を利用されていた方は、口座振替が出来ずに市税の納付がされない場合がありますので税務課に相談してください。	納税通知書に記載の納付期限まで
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 納税通知書	税務課 管理徴収係 ☎ 0537-35-0918

市税が課税されていた

手続き 相続人代表者指定届兼現所有者申告書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に市税（市民税・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税）が課税されている場合、納税通知書や還付に関する書類等を受け取っていただく方を報告してください。 ※「相続人代表者指定届兼現所有者申告書」の提出依頼を相続人または死亡届出人の内の1人に送付します。必要事項を記入し、通知に記載の期限内にご提出ください。 ※相当の期間内に「相続人代表者指定届兼現所有者申告書」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。	通知により市が指定した期限
	手続き可能な人
	相続人または代理人
必要なもの	問い合わせ先
【相続人】 ☐ 手続きを行う方の本人確認書類 【代理人】 ☐ 手続きを行う方の本人確認書類 ☐ 相続人の方の委任状	税務課 資産税係 ☎ 0537-35-0913

固定資産（未登記家屋）を所有していた（登記がされていないもの）

手続き 納税義務者（所有者）変更届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が所有していた未登録家屋の所有者を変更する手続きになります。 ※「納税義務者（所有者）変更届」の提出依頼を相続人または死亡届出人の内の1人に送付します。必要事項を記入し、ご提出ください。	相続完了後速やかに
	手続き可能な人
	相続人または代理人
必要なもの	問い合わせ先
【相続人】 ☐ 遺産分割協議書の写しまたは同意書 ☐ 手続きを行う方の本人確認書類 【代理人】 ☐ 遺産分割協議書の写しまたは同意書 ☐ 手続きを行う方の本人確認書類 ☐ 相続人の方の委任状	税務課 資産税係 ☎ 0537-35-0913

MEMO

4. 税金に関する手続き

原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両（ナンバープレート）を相続しない場合は、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。	亡くなられた日から 30日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ ナンバープレート ☐ 標識交付証明書 ☐ 手続きを行う方の本人確認書類	どなたでも可
	問い合わせ先
	税務課 資産税係 ☎ 0537-35-0913

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	亡くなられた日から 15日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 標識交付証明書 ☐ 手続きを行う方の本人確認書類	相続人
	問い合わせ先
	税務課 資産税係 ☎ 0537-35-0913

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き① 証書の返却または破棄

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証などを交付されていた場合は、返却してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 介護保険被保険者証 ☐ 介護保険負担割合証 ☐ 介護保険負担限度額認定証	長寿介護課 ☎ 0537-37-1253

手続き② 還付金請求先届出書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に保険料の還付が発生する可能性があるため、還付金の請求先を届出してください。 ※国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険は共通の様式を使用しています。	2 年間以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 預金通帳（相続人のもの） ☐ 手続きを行う方の本人確認書類	長寿介護課 ☎ 0537-37-1253

6. 福祉（障がい）に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となりますので返還してください。	速やかに
	手続き可能な人
	親族または同居者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の身体障害者手帳、 精神障害者保健福祉手帳または療育手帳 ☐ マイナンバー確認書類（身体障害者手帳・療育手帳返還時のみ）	福祉課 ☎ 0537-37-1252

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当資格喪失届の提出（未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 <u>未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。未支払障害児福祉手当請求書を提出してください。</u>	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	配偶者または扶養義務者 で同一生計の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未払い分がある場合は、配偶者または扶養義務者（同一生計者） の振込口座の分かるもの	福祉課 ☎ 0537-37-1252

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当資格喪失届の提出（未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 <u>未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。未支払特別障害者手当請求書を提出してください。</u>	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	配偶者または扶養義務者 で同一生計の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未払い分がある場合は、配偶者または扶養義務者（同一生計者） の振込口座の分かるもの	福祉課 ☎ 0537-37-1252

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き

特別児童扶養手当受給者死亡届の提出

(未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	速やかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 戸籍謄本 ☐ 未払い分がある場合は、対象児童名義の振込先口座申出書	福祉課 ☎ 0537-37-1252

【児童が亡くなられた場合】

手続き

特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出

(未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	速やかに
	手続き可能な人
	受給者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 戸籍謄本	福祉課 ☎ 0537-37-1252

6. 福祉（障がい）に関する手続き

重度心身障害児扶養手当を受給されていた

手続き 菊川市重度心身障害児扶養手当資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度心身障害児扶養手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。	速やかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未払い分がある場合は相続人の振込口座の分かるもの	福祉課 ☎ 0537-37-1252

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）	福祉課 ☎ 0537-37-1252

MEMO

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き 年金給付請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金給付請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	年金を受給する方または、年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の死亡診断書 ☐ 亡くなられた方の住民票の除票 ☐ 年金を受給する方の住民票 ☐ 年金を受給する方の振込口座の分かるもの	福祉課 ☎ 0537-37-1252

【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

手続き 弔慰金請求書の提出

手続き詳細	期 限
心身障害者の方が亡くなられた場合、弔慰金請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	年金加入者または、年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の住民票の除票 ☐ 掛金を支払っていた方の住民票 ☐ 掛金を支払っていた方の振込口座の分かるもの ☐ 加入証書、口数追加証書（紛失の場合は紛失届）	福祉課 ☎ 0537-37-1252

6. 福祉（障がい）に関する手続き

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続き 年金受給権者死亡届の提出

手続き詳細	期 限
年金を受給していた方が亡くなられた場合、年金受給権者死亡届を提出してください。	速やかに
	手続き可能な人
	指定相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の住民票の除票	福祉課 ☎ 0537-37-1252

重度障害者（児）医療費の助成を受けていた

手続き 重度障害者（児）医療費助成金受給券者証の返却、資格喪失届等の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度障害者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の重度障害者（児）医療費助成金受給券者証 ☐ 未請求分の医療費領収書 ☐ 相続人の振込口座の分かるもの	福祉課 ☎ 0537-37-1252

MEMO

福祉タクシー券を利用していた

手続き 福祉タクシー券の返還届と、未使用分の福祉タクシー券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉タクシー券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の福祉タクシー券があれば返却となります。	速やかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の未使用分の福祉タクシー券	福祉課 ☎ 0537-37-1252

障害児通所施設を利用していた

手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児通所給付を受けていた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなられた場合には通所受給者証の返却となります。	速やかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 通所受給者証	福祉課 ☎ 0537-37-1252

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却となります。	速やかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	福祉課 ☎ 0537-37-1252

7. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

【受給者が亡くなられた場合】

手続き 未支払請求及び受給者変更の手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、未支払い分の手当の請求及び受給者変更の手続きが必要となります。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて、15日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 新たな受給予定者の金融機関の通帳またはキャッシュカード ☐ 本人確認書類 ☐ お子様名義の通帳またはキャッシュカード	受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
	問い合わせ先
	子育て応援課 ☎ 0537-35-0914

【児童が亡くなられた場合】

手続き 受給事由消滅届または額改定認定請求書の提出

手続き詳細	期 限
児童手当の対象児童が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当まで支給されます。児童手当の受給事由消滅（他に児童手当を受給するきょうだいがいる場合は額改定）手続きが必要となります。	原則、受給対象児童が亡くなられた日の翌日から数えて、15日以内
必要なもの	手続き可能な人
	保護者
	問い合わせ先
	子育て応援課 ☎ 0537-35-0914

児童扶養手当を受給していた

【受給資格者が亡くなられた場合】

手続き 受給資格者の死亡届提出

手続き詳細	期 限
児童扶養手当の受給資格者（保護者等）が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当がある場合は、別途手続きが必要ですので、ご相談ください。	死亡届の届出義務者（下記の手続き可能な人）が、死亡の事実を知った日から14日以内
	手続き可能な人
	親族または同居者、家主等
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続きを行う方の本人確認書類 ☐ 受給者の死亡を証する書類（戸籍抄本、死亡届受理証明書等）	子育て応援課 ☎ 0537-35-0914

【児童が亡くなられた場合】

手続き 資格喪失届または額改定届提出の手続き

手続き詳細	期 限
児童扶養手当の受給資格者（保護者等）の対象児童が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当がある場合は、別途手続きが必要ですので、ご相談ください。他に児童扶養手当の対象児童がいる場合は、額改定の手続きとなります。	受給資格者が死亡の事実を知った日から14日以内
	手続き可能な人
	受給資格者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続きを行う方の本人確認書類 ☐ 受給者の死亡を証する書類（戸籍抄本、死亡届受理証明書等）	子育て応援課 ☎ 0537-35-0914

7. 子どもに関する手続き

こども医療費受給者証を交付されていた

【保護者（被保険者）が亡くなられた場合】

手続き 加入保険変更届提出の手続き

手続き詳細	期 限
保護者（被保険者）が亡くなられた場合、保護者変更及び児童の加入保険変更の手続きが必要となります。	速やかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 児童の新しい健康保険証	子育て応援課 ☎ 0537-35-0914

【児童が亡くなられた場合】

手続き 受給者証の返納、喪失届提出の手続き

手続き詳細	期 限
こども医療費受給者証の交付を受けていた児童が亡くなられた場合、その児童の受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 児童のこども医療費受給者証	保護者
	問い合わせ先
	子育て応援課 ☎ 0537-35-0914

ひとり親家庭等医療費助成金受給者証を交付されていた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き 受給者証の返納、喪失届提出の手続き

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭等医療費助成金受給者証の交付を受けていた保護者等が亡くなられた場合、その受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。	速やかに
	手続き可能な人
	親族または同居者、家主等
必要なもの	問い合わせ先
☐ ひとり親家庭等医療費助成金受給者証 ☐ 手続きを行う方の本人確認書類 ☐ 受給者の死亡を証する書類（戸籍抄本、死亡届受理証明書等） ※児童扶養手当の手続きがある場合はコピーで代用可能	子育て応援課 ☎ 0537-35-0914

【児童が亡くなられた場合】

手続き 受給者証の返納、資格喪失届または変更届提出の手続き

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭等医療費助成金受給者証の交付を受けていた児童が亡くなられた場合、その受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。他にひとり親家庭等医療費助成金受給の対象児童がいる場合は変更届の手続きとなります。	速やかに
	手続き可能な人
	保護者等
必要なもの	問い合わせ先
☐ ひとり親家庭等医療費助成金受給者証 ☐ 手続きを行う方の本人確認書類 ☐ 受給者の死亡を証する書類（戸籍抄本、死亡届受理証明書等） ※児童扶養手当の手続きがある場合はコピーで代用可能	子育て応援課 ☎ 0537-35-0914

7. 子どもに関する手続き

養育医療券を交付されていた

手続き 受給券の返納の手続き

手続き詳細	期 限
養育医療券を交付していた乳児が亡くなられた場合、その乳児の医療券は死亡日をもって失効となります。市へ返納または破棄してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
☐ 乳児の養育医療券	乳児の保護者
	問い合わせ先
	子育て応援課 ☎ 0537-37-1136

MEMO

8. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた

手続き 名義変更または閉栓手続き、世帯人数の変更手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が上下水道使用者名義人の場合、名義変更または閉栓手続きが必要となります。 名義変更する場合は、上下水道使用者等変更届を提出してください。併せて水道料金・下水道使用料の口座振替変更の手続きが必要ですので、金融機関にて口座振替納付依頼書を提出してください。 閉栓する場合は、上下水道使用休止届を提出してください。 市ホームページから電子申請による手続きも出来ます。 また、井戸水を使用あるいは散水し排除汚水量を申告している世帯の方が亡くなられた場合、下水道課にて世帯人数の変更手続きをしてください。	速やかに
	手続き可能な人 親族または同居者
必要なもの	問い合わせ先
なし	名義変更・休止に関する こと 水道料金お客さまセンター ☎ 0537-73-1120 排除汚水量の申告に関する こと 下水道課 ☎ 0537-35-0933

MEMO

9. その他の手続き

市営住宅に住んでいた

手続き 入居承継申請の手続き、または住居を明け渡す手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が市営住宅入居者の場合、名義を引き継ぐ手続きや、異動の手続きが必要です。手続きの詳細については、都市計画課へお問い合わせください。 どなたが亡くなられたかにより、手続きが異なります。 (1) 入居名義人が亡くなられ、同居されている方がいる場合 名義を引き継ぐ手続き（入居承継申請）※ (2) 入居名義人が亡くなられ、同居されている方がいない場合 住宅を明渡す手続き (3) 入居名義人の方以外が亡くなられた場合 異動の手続き ※入居承継申請については、承継出来ない場合があります。承継出来ない場合は、明渡しの手続きが必要になります。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
お問い合わせください。	親族または同居者
	問い合わせ先
	都市計画課 ☎ 0537-35-0957

お住まいが空き家になった

手続き 空き家に係る手続きの確認

手続き詳細	期 限
人が住まなくなると、家は急速に痛み、周囲の住環境に悪影響を及ぼすこともあります。 ①所有し続ける ②賃貸・売却する ③解体する といった選択肢がありますが、空き家の老朽化が進む前に、早めに家族や親族間で話し合いを行い、すぐに行動に移しましょう。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
お問い合わせください。	相続人
	問い合わせ先
	都市計画課 ☎ 0537-35-0957

農地を相続した

手続き 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の提出

手続き詳細	期 限
農地の所有者が亡くなり、相続により取得した農地がある場合には、農業委員会へ農地法第3条の3第1項の規定による届出を提出してください。	権利を取得したことを知った日から10ヶ月以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続登記済みの登記簿謄本など、相続したことが確認出来る書類	農業委員会事務局 (農林課) ☎ 0537-35-0938

道水路用地または河川用地を占有していた

手続き 占有許可の廃止または名義変更の手続き

手続き詳細	期 限
占有許可を廃止する場合は占有廃止届の提出を、名義（占有者）の変更をする場合は変更届を提出してください。 添付書類として、廃止届を提出する場合は現況写真が必要です。	出来るだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人
【道水路または河川占有の廃止】 ☐ 占有廃止届及び現況写真	親族(親族以外の方でも可)
	問い合わせ先
【道水路または河川占有の名義変更】 ☐ 占有変更届 ※詳細は事前にお問い合わせください。	建設課 ☎ 0537-35-0902

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項 目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2 年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5 年以内	【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号 【手続き先】 故人の勤務先を所管する社会保険事務所 【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。

改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。
・受入証明書 ・永代使用許可書

2 埋葬証明証を発行

現在、埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明書を発行してもらいます。

3 改葬許可証の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。
※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。

▼必要書類

改葬許可申請書・受入証明書・埋葬証明書

▼提出先（受取先）

墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

4 遺骨を取り出し（魂抜き）

住職などにお経を上げてもらって遺骨を取り出します。遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。
※手元供養や散骨の場合は異なります。

担当課・問い合わせ先

市民課 戸籍係
☎ 0537-35-2811

MEMO

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	☐	返納手続き	菊川警察署 ☎ 0537-36-0110 西部運転免許センター ☎ 053-587-2000
恩給を受給していた	☐	総務省恩給相談窓口へお問い合わせください。	総務省恩給相談窓口 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	☐	故人の住所地を管轄する健康福祉センター（保健所）へお問い合わせください。	西部健康福祉センター（西部保健所） ☎ 0538-37-2243
被爆者健康手帳を持っている	☐		
預貯金口座など	☐	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	☐	死亡保険金の請求、入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社または代理店
損害保険など	☐	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社または代理店
月極で駐輪場を利用している	☐	定期利用解除には手続きが必要です。各契約先へお問い合わせください。	

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
国税	☐	届出・申告など	掛川税務署 ☎ 0537-22-5141
不動産登記	☐	土地・家屋等の所有権 移転（相続）登記など ※令和6年4月1日から義 務化されました。	静岡地方法務局掛川支局 ☎ 0537-22-5538
クレジットカード	☐	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	☐	契約継承、解約	
インターネット	☐	名義変更、解約	
電気・ガス	☐		
ケーブルテレビ	☐		
NHK 受信料	☐		
			☎ 0120-15-1515

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行出来るもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得出来ます。
☐	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または令和2年7月10日以降法務局で保管されている場合があるため法務局でご確認ください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		自筆証書遺言の場合は法務局で保管されているものを除き、「未開封」の状態家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることが出来ます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象となっている不動産を知ることが出来ます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	被相続人の死亡の事実を知ってから3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
☐	相続登記の申請	不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内	相続した土地や建物について、不動産登記簿の名義を変更する手続きを法務局で行う必要があります。

令和6年
4月1日から

所有者不明土地の解消に向けて

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ ①	戸籍関係書類の取得 相続開始の証明と法定相続人の特定
ステップ ②	遺産分割協議・協議書の作成 協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化
ステップ ③	登記申請書の作成 法務局（登記所）提出書類の作成
ステップ ④	登記申請書の提出 法務局（登記所）へ提出
ステップ ⑤	登記完了 法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

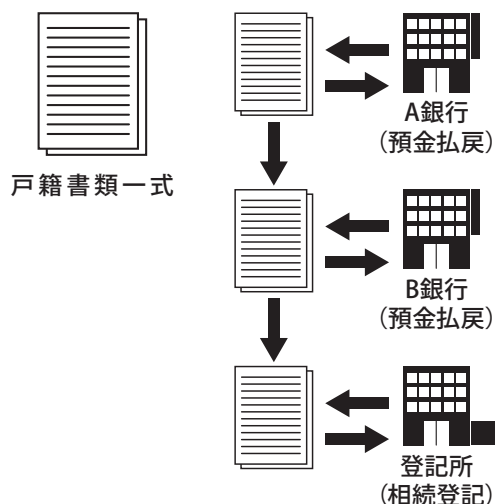
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、
各種相続手続きに利用することが出来る「法定相続情報証明制度」がスタートしました。
この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

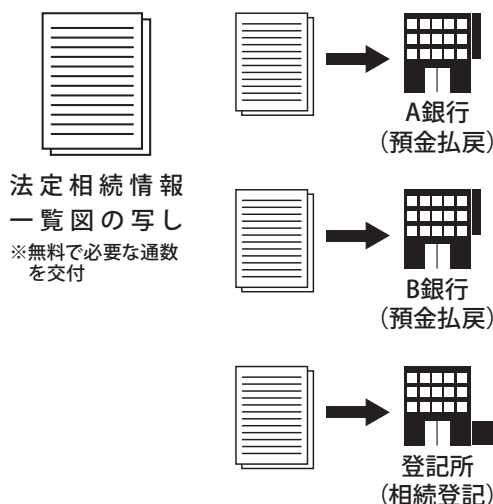
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

相続のこと 不動産のこと ご相談ください

遺言書作成

- ✓自分の相続で家族が揉めないか心配…

相続手続

- ✓何から手をつけていいかわからない…
- ✓遺産分割ってどうやってやるの？

不動産名義変更

- ✓生前に子供へ贈与したい



相談は**無料**です

お気軽にお問合せ下さい

0537-64-6970

営業時間 9:00~18:00 (土日祝日を除く)



司法書士・行政書士

栗田事務所

静岡県掛川市杉谷一丁目7番6号
クイーンシティ104

<https://shihousyoshi-kurita.com>



おひとりさま・おふたりさまのための

身元保証 生前準備 パック

ひとり暮らし

子どもがいない

頼れる身内がない

誰にも迷惑をかけたくない

身元保証人のお引き受けから認知症対策・葬儀・お墓のことまで
ワンストップでお手伝いします



お一人おひとりのご状況・ご希望に合わせた生前準備パックを
専門家・専門機関とともにオーダーメイドでご用意します！



ご案内・ご相談からご紹介までお任せください！



0120-982-219

〔受付時間〕

9:00~17:30 (年中無休)

※年末年始を除く

わたしの死後手続きHP: <https://watashigo.com>

※「身元保証・生前準備パック」ではお客さまのご要望をお伺いして最適な専門事業者をご紹介します。

専門事業者とのご契約にあたっては、入会金や月会費が発生する他、入会にあたって審査が必要な場合もございます。

※「身元保証・生前準備パック」は株式会社鎌倉新書が運営する「わたしの死後手続き」の別称です。

株式会社 鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階

お問合せ・
お申し込みフォーム
はこちら





アドバイザーが分かりやすくご説明します

焼津 大井川店

かわいい石像がお出迎え

本社 榛原店

お陰さまで牧之原石材は、 菊川市で数多くのお墓を建立しております。

1947年創業以来、年間360基以上の施工実績。

培ってきた知識と経験をもとに、和型・洋型の一般墓石や樹木葬・合祀墓まで
様々な「ご供養のかたち」をご提案いたします。

お墓の建立

お客様のご要望をしっかりと
お聞きし、自社のお墓デザイナー
が丁寧にオーダーメイドで設計
させていただきます。



●大石様（牧之原市）



●寛田様（菊川市）



●増井様（焼津市）

お墓の リフォーム

お参りの際に気になった所など、
私達にご相談ください。それぞれ
のお墓に合ったプランをご提案させて
いただきます。現地確認・見積りは
無料です。



●古いお墓にみられる
カビ・シミ・苔が目立つお墓



●シンプルでお掃除がしやすい
洋型のお墓にリフォーム

菊川市の 霊園をご紹介します

菊川市をはじめ、県内各所にある
市営・民営霊園で数多くのお墓を
建てさせていただいております。
お客様のお気持ちに寄り添って、
霊園をご紹介します。



●シーサイドメモリアル(牧之原市)



●空の庭苑（藤枝市）



●さくら浄苑（焼津市）

墓じまい

「墓じまい」とは、承継者がいなくなる
お墓や、お骨の移動（改葬）に伴い
使用しなくなったお墓を解体・撤去し
元の状態に戻すことをいいます。

墓石解体工事についてのご相談
からご遺骨の供養先のご紹介
まで。安心して墓じまいをしてい
ただけるよう、お客様をサポート
いたします。



●解体前



●解体後（更地化）

お墓の専門店

株式会社 牧之原石材

本社・榛原店 墓石展示場 牧之原市細江4309-2(旧榛原町旧道沿い細江小学校近く)
焼津・大井川店 墓石展示場 焼津市下江留1452-3(国道150号線沿いグランリバー東側)

お墓のこと、ご供養のこと、まずはお電話ください。

0120-148-548

●午前9時から午後6時(土・日・祝日も営業) マキセキブログ 検索



牧石HP

はい、
牧之原石材
です。



本誌ご持参でご来店のうえ、お墓の建立・リフォーム等のお見積りをご依頼いただいたお客様にQUOカード3,000円分をプレゼント。

KiKYO
TAX ACCOUNTING FIRM

税理士法人 桔梗会計事務所

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

～相続税の申告～

桔梗会計事務所にお任せください

この度は心よりお悔やみ申し上げます
ご遺族にとってよりよい相続となるよう
お手伝いいたします
不安やお悩みなどご相談ください



菊川オフィス

☎0537-64-3208

静岡県菊川市堀之内1446
SK菊川駅前ビル201

掛川本社

☎0537-24-6128

静岡県掛川市緑ヶ丘1丁目11-6

営業時間 8:30～17:15

定休日 土日・祝・年末年始

桔梗会計事務所

検索

<https://www.kikyou-kaikei.com/>

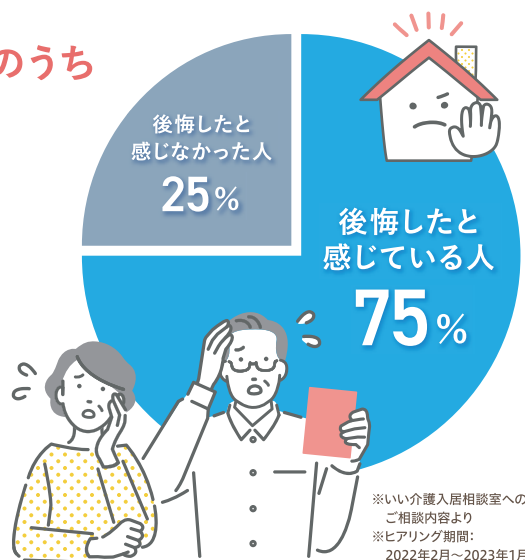


自分で老人ホームを探した人のうち

4人に3人が 後悔している!?

自分で資料を取り寄せて見学に行ってみたけど、身体状況や費用面などの理由から「入居できなかった」「理想と違った!」など、我流の老人ホーム探しを後悔している人は意外なほど多いもの。

「いい介護」の専門相談員にご相談いただければ、そうしたミスマッチを起こすことなく、ご希望の条件に合った施設をご案内いたします!



私たちが、理想の老人ホーム探しをお手伝いします

「いい介護」は、老人ホームや介護施設など、高齢者のための住まいを探せる検索サイトです。
相談歴10年以上という経験豊富な専門スタッフがさまざまな悩みやお困りごとを解決します。

いい介護
検索サイトはコチラ

相談実績
20万件

※2023年5月時点:
当社実績

ご相談
完全無料



0120-958-560

いい介護



[受付時間] 9:00～17:00(年中無休)※年末年始を除く | 株式会社エイジプラス 東京都中央区京橋2-14-1 兼松ビルディング8F



パルモグループはお葬式の後も、その先も。
皆様の安心した暮らしを、トータルでサポートしています。
他社でご葬儀をされた方、生前のご相談もお任せください。

*パルモサービス株式会社に提携している各分野の専門家をご紹介します

見積作成
無料



相続相談

ご自身の財産の行く末を決めていますか？
専門家をご紹介します



不動産 名義変更

ご葬儀後は相続人への名義変更が必要です
生前贈与を行うことも可能です



車や土地建物の 売却・解体

ご自身の財産の行く末を決めていますか？
専門家をご紹介します



遺品整理 不用品処分

ご葬儀後の片付けは時間も費用もかかります
ご生前に不用品の処分や査定はいかがですか？



お墓・供養 墓じまい

永代供養や樹木葬、海洋散骨、墓じまいを
お考えの方はぜひご相談ください

パルモグループ会員なら
お得な割引も！

※一部対象外あり



ご葬儀についての式場見学・事前相談なら

パルモ葬祭 菊川

かぞくホール



ご葬儀後のトータルサポートやご葬儀についてのお問い合わせ先

パルモ コールセンター 0120-163-100

運営：イズモ株式会社 静岡県浜松市中央区三組町185番地の1

相続と終活、こんな心配事はありませんか？

相続手続き、
何も手をつ
けられていない



家族がもめない
きちんとした
遺言書を書きたい...



山林や別荘、実家...
売れない、貸せない
不動産をどうにかしたい



安心して
親を任せられる
介護施設が
見つからない...



そのお悩み、 オンラインで ワンストップ解決！

実家のお墓を
墓じまいしたい...



相談は
無料

最適な
専門家を
紹介



何度でも
相談OK

スマホで
相談可能*

相続手続き

遺言書作成

おひとりさまの身元保証・死後事務支援

家族信託

お墓

売れない・貸せない不動産

介護施設選び

保険の見直し

墓じまい

遺品整理

経験豊富な専門家が、あなたの状況に応じて適切なアドバイスを行います！

シニアと家族の相談室を通じてご相談できる専門家・サービス

税理士 司法書士 行政書士 ファイナンシャルプランナー 不動産会社 介護施設 遺品整理会社
霊園 寺院 葬儀社 おひとりさまの身元保証 家系図作成 墓じまい 海洋散骨 など

*各専門家と提携して業務を行っています。

まずはお電話、またはWebで、ご相談の希望をお伝えください！

通話
無料

0120-948-644

Webで
申し込む



受付時間：10:30～18:30（日・祝休）

*地域によっては対面での相談も可能です。お気軽にお問い合わせください。



親のこと 私のこと
シニアと家族の相談室

〒130-0022 東京都墨田区江東橋3-9-10 錦糸町マルイ5階

「シニアと家族の相談室」の運営は、1984年創業の株式会社鎌倉新書（東証プライム上場、証券コード：6184）が行っています。

広告掲載に関するお問い合わせ 03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

発 行 菊川市
編 集 ／ 制 作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2025年10月作成

